

京都市訓令甲第 2 号  
序 中 一 般  
事 業 所

京都市訓令の読点の表記を改める規程を次のように制定する。

令和4年6月14日

京都市長 門 川 大 作

この訓令の施行の際現に効力を有する本市の訓令の読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)